

鶴ヶ島市立長久保小学校いじめ防止基本方針

鶴ヶ島市立長久保小学校

1 いじめとは

- いじめはどの学校、どのクラスの子どもにも起こりうるものです。
- いじめは心理的又は物理的に対象児童が心身の苦痛を感じる行為です。
- いじめの中で、悪質なものは犯罪行為として取り扱うべきものです。

2 基本方針

- いじめを未然に防止するために、問題対応ではなく健全育成型の取組を推進します。
- いじめを早期に把握できる学校、いじめにしっかり組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- いじめに対する取組を進める中で「一人前の社会人として自立していける」子どもを育てます。

3 組織と各会議計画

生徒指導部会<いじめ対策委員会>

(1) 構成メンバー

常設

校長 教頭 主幹教諭（教務主任）
生徒指導主任 教育相談主任 学年主任 養護教諭

必要に応じて

スクールカウンセラー 主任児童委員 PTA 会長
学校協議会会長 西入間警察生活安全課署員 学校医等

(2) 会議計画

- ・年度当初会議…本年度の方針の確認
- ・定例会議………情報交換、対応策の確認
- ・年度末会議……年度のまとめ、次年度への引き継ぎ、取組の見直し
- ・臨時会議………いじめ発生時の迅速な対応

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ・安定した教育秩序の形成・維持
- ・特別活動、道徳教育、人権教育の充実
- ・授業の充実
- ・積極的な生徒指導の推進

(2) いじめ早期発見の取組

- ・ 定期的なアンケートの実施

★年間3回記名式による個別対応、年間2回無記名式による学級指導の計5回

- ・ 教育相談体制の充実
- ・ 児童の見取り技術の向上

(3) いじめ早期対応の取組

- ・ 組織的で迅速な対応
- ・ 保護者、関係機関、教育委員会との連携

(4) 重大事態への対応

- ・ 組織的で迅速な対応
- ・ 教育委員会、関係機関等との連携
- ・ いじめ調査ファイルへの記入による過去の事例把握

5 保護者との連携

- ・ 未然防止のための情報提供
- ・ いじめ発生時の情報共有

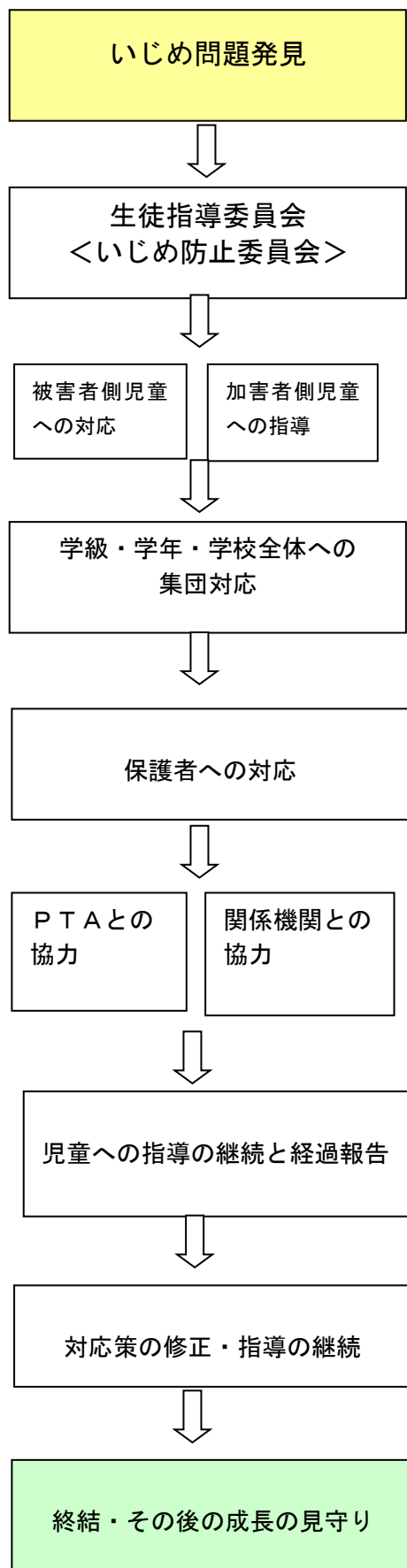
6 関係機関、専門家との連携

- ・ 教育相談体制について鶴ヶ島市立教育センターとの連携
- ・ スクールカウンセラー等心理の専門家との連携
- ・ 重大事態に対して教育委員会、警察、医療機関、弁護士等と連携する。

7 年間取組計画（取組の評価と PDCA サイクル）

- ・ 生徒指導部会の定期的開催（いじめ防止委員会）
- ・ 生徒指導部会（いじめ防止委員会）において、取組の見直しと次の取組の改善について定期的に検討する。

8 いじめ問題への対応の流れ



1 「いじめ問題」の発見

- ・教師の発見
- ・児童本人からの訴え
- ・まわりの児童からの訴え
- ・保護者からの訴え
- ・アンケートから

2 いじめ問題への対応（緊急措置的対応）

(1) すぐ対応し、事実関係を把握し、報告する。

担任・学年主任→生徒指導主任

→教務・教頭→校長

事実関係把握（聴き取り時）の留意事項

- ・原則として、2名以上で対応する。
- ・児童に寄り添いながら、丁寧に対応する。
- ・生徒指導シート（いじめ対応）を利用し、記録する。

(2) 共通理解を図り、今後の対応について考える。
校長の指示・指導

（学年主任・生徒指導主任が中心）

(3) 被害児童、加害児童への対応指導をする。
状況によっては、学級全体、学年全体、学校全体への指導を進める。

（担任・学年主任・生徒指導主任）

(4) 保護者への対応

※内容にもよるが保護者へはできるだけ家庭訪問が良い。

（担任・学年主任）

①被害児童の保護者

事実関係の把握

（一過性か、継続的なものか）

指導の経過報告

今後の対応に対する理解と協力依頼

②加害児童の保護者

事実関係を説明し、今後の対応に対する理解と協力依頼

(5) PTAへの協力依頼

※状況によっては協力依頼を要請する。

(6) 指導の継続

(7) 事実が改善されない場合、再度対応策について検討し、対応する。

いじめとは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」である。個々の行為がいじめに当るか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある。それとともに、「いじめは人として絶対に許されない」という認識に立つ。